

令和5年度習志野市障害支援区分審査会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月4日(火)午後1時～午後2時

2. 開催場所 習志野市庁舎5階 5-4会議室

3. 出席者

【会長】 社会福祉法人習愛会 大塩 幸雄

【副会長】 医療法人社団緑友会介護老人保健施設らいおんハート 両角 昌実

【委員】 東京成徳大学 朝比奈 朋子

社会福祉法人のうえい舎 地域活動支援センターもくせい舎 内山 澄子

社会福祉法人あひるの会 障害者職業・生活支援センターあかね園

國島 弘

学校法人植草学園 植草短期大学 田村 光子

社会福祉法人豊立会 習志野市立東部デイサービスセンター樽見 純子

医療法人社団心和会 大和田訪問看護ステーション 山藤 響子

医療法人社団和康会 三橋病院ほしかわデイケアクリニック 米山 馨

井坂 俊洋

【事務局】

健康福祉部 部長 島本 博幸

健康福祉部 次長 海老原 智実

健康福祉部障がい福祉課 課長 北田 順一

健康福祉部障がい福祉課 係長 小森 俊

健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里

健康福祉部障がい福祉課 副主査 落合 知之

健康福祉部障がい福祉課 副主査 鈴木 康司

健康福祉部障がい福祉課 主事補 田崎 大介

【傍聴者】

0人

4. 議題

(1)会長の選出

(2)障害支援区分審査会会長の職務を代理する委員の選出

(3)合議体を構成する委員の指名

(4)合議体の長の選出及び職務を代理する委員の指名

(5)会議録の作成

(6)会議録署名委員の指名

(7)報告

(8)その他

5. 会議資料

総会資料目次

資料1: 席次表

資料2: 習志野市障害支援区分審査会委員名簿

資料3: 令和5年度習志野市障害支援区分審査会開催予定表

資料4: 事務局関係者名簿

資料5: 習志野市障害支援区分審査会の法的根拠に関する資料

資料6: 障害者総合支援法（抜粋）

資料7: 障害者総合支援法施行令（抜粋）

資料8: 習志野市障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例

資料9: 習志野市障害支援区分審査会運営規則

資料10: 令和4年度障害支援区分審査会実績

6. 議事内容

(1) 会長の選出

【事務局】

習志野市障害支援区分審査会総会を開催する。本来であれば、会長に進行していただくところであるが、会長の選任前であるため、事務局より進行させていただいてよい。

～異議なし～

それではそのようにさせていただく。

会議は「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により原則公開となっている。公開、非公開の判断が必要になった際は、その都度お諮りするが、それでよい。

～異議なし～

それではそのようにさせていただく。

【事務局】

続いて障害支援区分審査会会長の選出についてである。

障害者総合支援法令第6条第1項の規定により、審査会の会長は、委員の中から互選するとさ

れている。互選の方法だが、意見を求めたい。

【國島委員】

指名推薦がいい。

【事務局】

他にあるかお諮りする。ただいま指名推薦と御意見がありましたが、指名推薦によって行うことに御異議はないか。

～異議なし～

異議なしと認める、よって、互選の方法は、指名推薦によって行うことに決する。

それでは、会長はどなたがよいか。

【國島委員】

大塩委員が適任だと思う。

【事務局】

ただいま大塩委員が適任ではないかとの御意見が出たが、大塩委員を会長とすることについてご異議はないか。

～異議なし～

【事務局】

異議なしと認める。よって会長は大塩委員に決した。会長に就任される大塩委員、恐れ入りますが、一言御挨拶をお願いします。

～会長より挨拶～

【事務局】

ここからの進行は大塩会長をお願いします。

【大塩会長】

本日は、議事次第に沿って、事務局から説明していただき、その後、委員の皆さんから、御意見をいただく形で、会議を進めたい。限られた時間の中で、円滑な会議を進めていきたい。会議の進行に、御協力をお願いします。

(2)障害支援区分審査会会長の職務を代理する委員の選出

【大塩会長】

次に「障害支援区分審査会会長の職務を代理する委員の選出」に入りたい。

資料7の障害者総合支援法施行令第6条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する」とあるが、選出の方法はいかがとするか。

【國島委員】

会長に一任する。

【大塩会長】

他にあるかお諮りする。ただいま、会長一任とのご意見があったが、ご異議はないか。

～異議なし～

異議なしということで、会長である私より指名させていただく。

両角委員を指名する。よって職務代理者(副会長)は両角委員に決する。両角委員、御挨拶をお願いします。

～両角委員より挨拶～

(3)合議体を構成する委員の指名

【大塩会長】

続きまして「合議体を構成する委員の指名」に移る。合議体を構成する委員の指名につきましては、お手元の、資料7の障害者総合支援法施行令第8条第1項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、これより構成員を指名する。

第一合議体は、井坂委員、樽見委員、朝比奈委員、米山委員、そして私大塩です。

第二合議体を山藤委員、両角委員、田村委員、内山委員、國島委員。以上のとおりとする。

(4)合議体の長の選出及び職務を代理する委員の指名

【大塩会長】

次に、「合議体の長及び職務代理者の指名」に移りたい。合議体の長につきましては、資料7の障害者総合支援法施行令第8条第2項の規定により、当該合議体を構成する委員の互選

に選出していただくことになっている。

はじめに第一合議体の長を決めたい。第一合議体の方(のみ)にお伺いする。

互選の方法は、いかがするか。意見を求める。

【米山委員】

指名推薦が良い。

【大塩会長】

他にあるかお諮りする。ただいま指名推薦との御意見があったが、指名推薦によって行うことに御異議はないか。

～異議なし～

異議なしと認める。

よって、互選の方法は、指名推薦によって行うことに決する。

それでは、第一合議体の長はどなたがよろしいか。

【米山委員】

大塩委員が適任と思う。

【大塩委員】

他にご意見はあるかお諮りする。ただいま、(私)大塩委員が適任ではないかとの意見があったが、(私)大塩委員を第一合議体の長とすることについて異議はないか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって第一合議体の長は(私)大塩委員に決した。

次に、第一合議体の長の職務を代理する委員については、習志野市障害支援区分審査会運営規則第5条の2に、「合議体の長が事故あるときは、あらかじめ、その指定する委員がその職務を代理する」となっております。第一合議体の長から指名したい。

(大塩会長より)第一合議体の職務を代理する委員は、米山委員にお願いする。

【米山委員】

はい。

【大塩委員】

第一合議体の長は、私 大塩が、第一合議体の職務を代理する委員は、
米山委員に決した。

【大塩委員】

同様に、第二合議体の長を決めたいと思う。合議体の長につきましては、資料7の障害者総合
支援法施行令第8条第2項の規定により、当該合議体を構成する委員の互選に選出していた
だくことになっている。

第二合議体の方(のみ)にお伺いする。互選の方法は、いかがするか。意見を求める。

【内山委員】

指名推薦が良い。

【大塩委員】

他にあるかお諮りする。

ただいま指名推薦との御意見があったが、指名推薦によって行うことに御異議ないか。

～異議なし～

【大塩委員】

異議なしと認める。よって、互選の方法は、指名推薦によって行うことに決した。

それでは、第二合議体の長はどなたがよいか。

【内山委員】

両角委員が適任だと思う。

【大塩会長】

他に御意見はあるか、お諮りする。

ただいま、両角委員が適任ではないかと御意見があるが、両角委員を 第二合議体の長とす
ることについて、御異議はないか。

～異議なし～

【大塩会長】

異議なしと認める。

よって第二合議体の長は両角委員に決する。

【大塩会長】

次に、第二合議体の長の職務を代理する委員については、習志野市障害支援区分審査会運営規則第5条の2に、「合議体の長が事故あるときは、あらかじめ、その指定する委員がその職務を代理する」となっている。第二合議体の長から指名する。

【両角委員】

第二合議体の職務を代理する委員は、國島委員にお願いする。

【國島委員】

はい。

【大塩会長】

第二合議体の長は両角委員、第二合議体の職務を代理する委員は國島委員に決した。

(5)会議録の作成

【大塩会長】

次に会議録の作成等についてお諮りする。本日の総会の会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載したで、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいが、これに御異議はないか。

～異議なし～

異議がないようですので、そのように取り扱うことに決定する。

(6)会議録署名委員の指名

【大塩会長】

次に、会議録署名委員の指名についてお諮りする。会議録の作成に当たり、正確性、公正を期すため朝比奈委員を私から指名させていただきたいと思う、御異議ないか。

～異議なし～

異議なしと認める。それでは名簿順に朝比奈委員を指名させていただく。

(7)報告

【大塩会長】

令和4年度の障害支援区分審査会実績について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

別紙資料に沿って説明。

(8)その他

【大塩会長】

最後に「その他」ですが、事務局から何かあるか。

【事務局】

審査会の開催については当面对面および ZOOM を用いての開催とする。

【大塩会長】

これをもって総会を閉会とする。